

Q & A

<補助の対象について>

Q1 補助事業者自らが実施する介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修に、その従業者を受講させる場合は対象となるか？

A1 補助事業者が受講経費を負担した場合、対象となります。

Q2 1事業所につき何人まで応募できるか？

A2 人数の制限はありません。ただし応募多数の場合は、市で調整する場合があります。

Q3 介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修の実施場所が福山市以外でも対象となるか？

A3 福山市内の事業者がその従業者に研修を受講させ、費用を負担した場合は、対象となります。

Q4 勤務形態が派遣社員の場合は対象となるか？

A4 派遣社員は、交付要綱に定める事業者の従業者に該当しないため対象となりません。

Q5 従業者に対して受講経費を貸し付けた場合、その貸付金は補助の対象となるか？

A5 対象外です。ただし、一定の年数勤務しなかった場合に返済させる等の条件を付し、全額又は一部を従業者に給付した場合は対象となりますが、従業員から給付金の返還があった場合は、市へ補助金の返還が必要となります。

Q6 他の公的な制度により研修の受講料等に対する費用の助成を受けている場合は対象となるか？

A6 介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修の受講料及びテキスト代に

関する補助を受けている場合は対象外となります。

Q7 介護職員初任者研修と介護職員実務者研修の両方の申請をすることはできるか。

A7 可能です。

Q8 受講期間が年度をまたぐ場合、補助対象となるのか？

A8 受講が修了した年度において、補助対象となります。

Q9 介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修を修了した場合に、奨励金といった名目で一時金を支払う場合は、補助の対象となるか。

A9 名称に関わらず、一時金として支給されるものについては、実施要領の昇給又は諸手当の支給に該当しないため、補助の対象となりません。

なお、賞与として支給される場合であっても、資格取得直後の1回のみ支給月数を引き上げる場合は、補助の対象となりません。

つまり、回数や期間を限定して支給されるものについては、補助の対象とはなりません。毎月の給与における手当加算や、給与規程で明確に基準を定めて賞与で評価している場合に、補助対象となります。

<対象経費について>

Q10 就職活動中等で勤務をしていない人が、自費で受講した場合は対象となるか。

A10 事業者に対する補助事業ですので、個人での補助申請はできません。

Q11 補助事業者が受講経費の全額ではなく、一部を負担した場合は対象となるか。

A11 一部負担であっても、補助事業者が実際に負担した金額のみ、補助対象となります。

<申請について>

Q12 事前登録とは、どのような手続きか。

A12 補助金の交付申請を行うための手続きとして、事前登録が必要となります。事前登録届に研修受講（予定）者の名前や受講期間等を記入し、研修開始前に市へ提出してください。

なお、市は届出内容等を確認の上、補助金交付申請事前登録通知書（以下「事前登録通知書」という。）を送付しますので、事前登録通知書を受け取った事業者は、従業者に研修を受けてもらい、研修終了後に、補助金の交付申請を行ってください。

Q13 事前登録通知書は、必ず送付されるものか？

A13 送付されます。

ただし、事前登録届を提出いただいた時点で市の予算を超えている場合は、事前登録通知書ではなく、不受理通知を送付します。

Q14 事前登録届では5人の従業者を登録していたが、実際には3人しか受講しなかった場合、事前登録届を再度提出する必要があるか？

A14 事前登録届の再提出は不要ですが、介護保険課へ御連絡ください。また、事前登録届に名前のない従業者が受講した場合は、研修が修了する前に事前登録届を提出し、市からの事前登録通知書の送付後に、補助金の申請をしてください。

<受講経費の領収書（写し）について>

Q15 受講経費を銀行振込やコンビニで支払ったため、振込明細や振り込み受領書等しか無い場合は申請可能か。また、クレジットカード払いの場合はどうか？

A15 領収書の写しが必要ですので、研修事業者に領収書の発行を依頼してください。クレジットカード払いの場合も同様に領収書の写しが必要となります。